

○江東区私立保育所等緊急一時保育実施要綱

平成9年3月27日

江厚保発第572号

改正 平成11年3月30日江厚保発第622号

平成13年3月1日江厚保発第536号

平成14年3月29日江厚保発第800号

平成15年7月31日15江子保第441号

平成16年3月31日15江子保第1202号

平成17年3月9日16江子保第1182号

平成18年3月31日17江子保第1653号

平成19年3月30日18江子保第2792号

平成20年3月31日19江子保第3241号

平成20年12月26日20江子保第2901号

平成21年4月1日21江子保第1728号

平成21年9月1日21江子保第1811号

平成22年10月1日22江子保第2007号

平成23年4月1日23江子保第299号

平成24年3月29日23江子保第3450号

平成24年6月1日24江子保第688号

平成25年4月1日25江子保第674号

平成25年4月1日25江子保第1482号

平成25年6月1日25江子保第709号

平成26年3月31日25江子保第3622号

平成27年4月1日27江子保第755号

平成28年4月1日28江子保第1727号

平成29年4月1日29江子保第164号

平成30年4月2日30江子保第595号

平成31年4月1日31江子保第2号

令和2年4月1日2江子保第1514号

令和3年4月1日3江子保第745号

令和4年4月1日4江こ保第398号  
令和5年4月1日5江こ保第464号  
令和6年4月1日6江こ保第1005号  
令和7年4月1日7江こ保第1号

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の不存在、入院、看護等により一時的に保育を必要とする児童に、区内の私立保育所、公設民営保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う施設（以下「私立保育所等」という。）において緊急一時保育（以下「保育」という。）を実施することにより、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(委託契約)

第2条 区長は、私立保育所等と協議の上、緊急一時保育委託契約を締結するものとする。

(保育対象児童)

第3条 保育の対象児童は、区内に住所を有する生後57日目から小学校就学の始期に達するまでの健康な児童で、保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育できない状態にあるものとする。

- (1) 保護者が死亡、離別、失踪、拘禁等で不在のとき。
- (2) 保護者が傷病又は出産で入院するとき。
- (3) 保護者が出産した日から起算して2週間（帝王切開による分娩にあっては、3週間）を経過しないとき。
- (4) 保護者が親族等の看護に当たるとき（病院等自宅外の付添いに限る。）。
- (5) 保護者が災害復旧活動に従事するとき。
- (6) 保護者が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に規定する裁判員に選任され、その職務に従事するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(定員)

第4条 定員は、私立保育所等1所につき児童1名とする。ただし、保育の対象児童が兄弟姉妹関係にあるときは、2名までとすることができます。

#### (保育日及び保育時間)

第5条 保育の実施日は、土曜日（土曜保育を実施していない小規模保育事業を行う施設に限る。）、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年始（1月2日及び同月3日）及び年末（12月29日から同月31日まで）を除く毎日とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、保育を実施しないことができる。

2 保育時間は、原則として8時間とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、保育時間を短縮し、又は別表の左欄に掲げる私立保育所等につき、同表の右欄に掲げる開所時間の範囲内で保育時間を延長することができる。

#### (保育期間)

第6条 保育期間は、原則として1月以内とする。

#### (保育の申請)

第7条 保育を希望する者（以下「申請者」という。）は、緊急一時保育申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、区長に申請するものとする。

#### (保育の決定等)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要事項を審査し、申請者の希望する私立保育所等の利用状況等を考慮して、保育の承認の可否を決定し、緊急一時保育承認・不承認通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により保育を承認したときは、保育を受ける児童（以下「利用児童」という。）が利用する私立保育所等（以下「指定保育所等」という。）の長に対し、緊急一時保育決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知する。

#### (面接及び健康診断)

第9条 前条第1項の規定により保育の承認を受けた保護者（以下「承認保護者」という。）は、利用児童について、保育開始前に指定保育所が実施する面接及び健康診断を受けさせなければならない。ただし、承認保護者が第7条の規定による申請を行う日から1月以内に作成された保健所が実施する健

康診査の記録若しくは医療機関の健康診断書を申請書に添えて提出した場合又は区長が特別の理由があると認める場合は、当該健康診断を省略することができる。

(保育の承認の取消し)

第10条 区長は、承認保護者又は利用児童が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認保護者が偽りその他不正な手段により保育の承認を受けたとき。
- (2) 前条の面接及び健康診断の結果が保育を受けさせるには不適当であると認められたとき。
- (3) 承認保護者又は利用児童が第3条に規定する保育の要件を欠くに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用児童を保育することが適当でない事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により保育の承認を取り消したときは、緊急一時保育承認取消通知書（別記第4号様式）により、承認保護者に通知する。

(保育料)

第11条 承認保護者は、保育料として、児童1人につき日額1,000円を支払わなければならない。

(保育料の免除)

第12条 区長は、承認保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育料を免除することができる。

- (1) 地震、暴風雨、洪水、火災その他の災害により被害を受けたとき。
- (2) 第3条第5号又は第6号に該当するとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属するとき。
- (4) 当該年度分（4月から8月までの利用については前年度分）の市町村民税が非課税の世帯に属するとき。
- (5) 当該年度分（4月から8月までの利用については前年度分）市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯に属するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特別な事情があると認めるとき。

- 2 前項の規定により保育料の免除を受けようとする承認保護者は、緊急一時保育保育料免除申請書（別記第5号様式）により、区長に申請しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、緊急一時保育保育料免除承認・不承認通知書（別記第6号様式）により、当該承認保護者に通知する。

（保育料の請求）

第13条 区長は、保育の終了後、承認保護者に対し納入通知書を送付し、指定する期限までに保育料を支払わせるものとする。

（委託費）

第14条 区長は、緊急一時保育事業を受託した私立保育所等（公設民営保育所を除く。）に対し、緊急一時保育委託費として対象児童1人につき受託日数に応じて日額7,000円を支払う。

（請求の手続及び支払）

第15条 私立保育所等は、保育の終了後、前条に規定する緊急一時保育委託費の支払を受けようとするときは、緊急一時保育委託費請求書（別記第7号様式）に緊急一時保育実施状況報告書（別記第8号様式）を添えて、区長に請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、私立保育所等に対し、速やかに当該私立保育所等に緊急一時保育委託費を支払う。

（実績報告）

第16条 前条第2項の規定による支払を受けた私立保育所等は、区長に対し、当該年度の実績を緊急一時保育実績報告書（別記第9号様式）により、翌年度の4月30日までに報告するものとする。

（契約の解除）

第17条 私立保育所等は、第2条の規定による契約を解除しようとするときは、解除する日の3月前までに区長に申し出て協議するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、保育の実施に関し必要な事項は、こ

ども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の江東区私立保育所等緊急一時保育実施要綱の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

(1) 私立保育所

名称	開所時間
ういす清澄白河駅前保育園	7時から18時まで
小鳩保育園清澄白河	
さんいく保育園清澄白河	
小鳩保育園永代	
もんなかほうゆう	
グレース保育園	
豊洲枝川さくらんぼ	
蓮美幼稚学園第2とよすナーサリー	
蓮美幼稚学園とよすナーサリー	
YMCAオリーブ保育園	
ひまわりキッズガーデン東雲	
東雲キャナルコートナーサリースクール	
さんいく保育園有明	
江東湾岸サテライトスマートナーサリースクール	
江東湾岸サテライトナーサリースクール	
ソラストこうとう保育園	
プチ・ナーサリー西大島	
Milky Way International Nursery School北砂校	
メリーポピングズ南砂ルーム	
ドリームキッズランド保育園	

神愛保育園	7時15分から18時15分まで
子供の村保育園	
まこと保育園	
ひろがり保育園・門前仲町	
アソシエ住吉扇橋	
めばえ保育園	
アゼリヤ保育園	
タムスわんぱく保育園木場	
深川愛隣保育園	
愛隣シャローム保育園	
MIWAシンフォニア保育園	
ひまわりキッズガーデン豊洲	
アイグラン保育園豊洲	
小学館アカデミーしんとよす保育園	
YMCAキャナルコート保育園	
みんなのみらいをつくる保育園東雲	
みらいく有明園	
ひまわりキッズガーデン有明	
アンジェリカ亀戸保育園	
亀戸浅間保育園	
大島なかよし保育園	
砂町保育園	
砂町友愛園	
みらいく北砂園	
みらいく東砂園	
ともしひ保育園	
南砂町保育園	
おはよう保育園清澄白河	7時30分から18時30分まで
ワーカーズコープ新大橋のびっこ保育園	

ゆめの森保育園  
太陽の子森下三丁目保育園  
あゆみ保育園  
グローバルキッズ深川森下園  
グローバルキッズ森下五丁目園  
グローバルキッズ平野園  
さくらさくみらい三好  
アンジェリカ白河保育園  
グローバルキッズ白河一丁目園  
グローバルキッズ清澄白河園  
まなびの森保育園白河  
ナーサリールームベリーベアー深川冬木  
アスクもんなか保育園  
コスモス江東富岡  
木下の保育園富岡  
さくらさくみらい富岡  
太陽の子越中島保育園  
ポピンズナーサリースクール越中島  
チェリッシュナーサリースクール木場  
キッズスマイル江東千石  
AIAI NURSERY千田  
保育園ミルキーウェイ清澄白河園  
マミー保育園扇橋  
キッズスマイル江東猿江  
グローバルキッズ住吉園  
スマイルクラブナーサリー木場  
さくらさくみらい木場  
MIWA木場公園保育園  
マミー保育園東陽町

さくらさくみらい東陽二丁目  
さくらさくみらい新東陽  
ほっぺるランド東陽町  
テンダーラビング保育園東陽  
スターチス保育園  
さくらさくみらい東陽町  
聖華しおかぜ保育園  
LIFE SCHOOL塩浜こどものいえ  
キッズスマイル江東塩浜  
ミアヘルサ保育園ゆらりん豊洲フロント  
TKチルドレンズファーム豊洲校  
TKチルドレンズファーム豊洲第二校  
アスク豊洲保育園  
さくらさくみらい豊洲  
ミアヘルサ保育園ひびき豊洲  
ミアヘルサ保育園ゆらりん豊四  
グローバルキッズ豊洲園  
スマイスセレゾン豊洲  
グローバルキッズ豊洲五丁目保育園  
グローバルキッズしののめ園  
ナーサリールームベリーベアー東雲  
キッズスマイル江東有明  
ひまわりキッズガーデン有明の森  
おはよう保育園有明  
ニチイキッズありあけ保育園  
太陽の子潮見保育園  
おはよう保育園亀戸  
陽だまり保育園  
マミーズエンジェル亀戸

クオリスキッズ亀戸保育園  
にじいろ保育園亀戸  
グローバルキッズ亀戸園  
ポピンズナーサリースクール亀戸  
コビープリスクールかめいど  
まなびの森保育園亀戸  
保育園ミルキーウェイ亀戸園  
江東亀戸サテライトグローバルキッズ堅川園  
亀戸こころ保育園  
グローバルキッズ西大島園  
マミー保育園西大島  
花と鳥保育園  
太陽の子大島五丁目保育園  
HOPPAおおじまタウン  
ココロラボインターナショナル大島  
キッズスマイル江東大島  
かがやき保育園  
アスク東大島保育園  
スクルドエンジェル北砂園  
つくし保育園  
キッズスマイル江東北砂  
にじいろ保育園北砂  
マミー保育園東砂  
にじいろ保育園東砂  
キッズスマイル江東東砂  
南砂あら川保育園  
太陽の子南砂2丁目保育園  
グローバルキッズ南砂園  
ルーチェ保育園南砂

おはよう保育園南砂町	
ひまわり保育園	
八幡保育園	

(2) 公設民営保育所

名称	開所時間
白河かもめ保育園	7時30分から18時30分まで
千田保育園	
猿江保育園	
毛利保育園	
塩浜保育園	
豊洲保育園	
辰巳第二保育園	
潮見保育園	
亀戸第四保育園	
大島第五保育園	
小名木川保育園	
亀高保育園	
東砂第三保育園	
南砂第二保育園	
南砂第四保育園	
南砂さくら保育園	
新砂保育園	

(3) 認定こども園

名称	開所時間
文化教養学園	7時から18時まで
しののめYMCAこども園	7時15分から18時15分まで
豊洲めぐみこども園	7時30分から18時30分まで
武蔵野大学附属有明こども園	

(4) 小規模保育事業を行う施設

名称	開所時間
キッズフィールド住吉駅前園	7時から18時まで
サンライズキッズ保育園亀戸園	
キッズフィールド東大島駅前園	
たかもり保育園	7時30分から18時30分ま
おうち保育園門前仲町	で
小鳩スマート保育所冬木	
小規模保育室ラッキーココナツツ	
まかな保育園	
スマイルクラブナーサリー住吉	
Kid's Patio江東おひさま園	
おうち保育園とよす	
おうち保育園しののめ	
かめのこ保育園	
もりのなかま保育園亀戸園	
キャリー保育園にしおおじま	
もりのなかま保育園北砂園	
小鳩スマート保育所北砂	
もりのなかま保育園東砂園	

## 別記第1号様式(第7条関係)

## 緊急一時保育申請書

年 月 日

江東区長殿

保護者住所 江東区  
電話 ( )

保護者氏名

次の児童の緊急一時保育を申請します。

児童氏名				男・女	年 月 日生(歳 月)	
同居親族	氏 名		年 齢	続柄	健康状態等	
保育を必要とする理由						
出産予定日(入院予定日)		年 月 日～ 週間程度				
保育希望期間		年 月 日～ 年 月 日				
保育希望時間		時 分 ～ 時 分				
保護者の状況	勤務先	名称 所在地 電話( )				
	勤務時間					
送迎者	氏 名		続柄			
緊急連絡先						
受付	年 月 日		保育決定	年 月 日		
指定保育所等名						
保育期間	年 月 日～ 年 月 日					
保育時間	時 分 ～ 時 分					
備考						

別記第2号様式(第8条関係)

第 号  
年 月  
日 日

緊急一時保育承認・不承認通知書

(保護者)

様

江東区長 印

年 月 日付で申請がありました緊急一時保育について、次のとおり保育を承認・不承認したので通知します。

児童氏名			年 月 日生(歳 か月)	
指定保育所等名及び所在地		保育園	電話 ( )	
		江東区		
保育期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
保育時間	時 分 ~ 時 分			
費用負担額	日額 1,000円 *保育終了後、送付される納付書にて納付			
保育不承認の理由				

別記第3号様式(第8条関係)

第 号  
年 月 日

緊急一時保育決定通知書

殿

江東区長 印

年 月 日付で申請がありました緊急一時保育について、次のとおり保育を決定したので通知します。

児童氏名			年 月 日生 (歳か月)
保護者氏名及び住所	電話 ( )		
	江東区		
保育期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
保育時間	時 分 ~ 時 分		
費用負担額	日額 1,000円 ※児童1人当たり		
備考			

添付書類：緊急一時保育申請書(別記第1号様式)の写し

別記第4号様式(第10条関係)

第 号  
年 月  
日

緊急一時保育承認取消通知書

(保護者)

様

江東区長 印

年 月 日付 第 号 で承認した緊急一時保育は、下記の理由によりこれを取り消します。

記

(取消理由)

別記第5号様式（第12条関係）

緊急一時保育保育料免除申請書

年 月 日

江東区長 殿

標記の件について、以下の事項に同意の上、保育料の免除を申請します。

【同意事項】

- ・サービス利用時に減免を行うため、区から申請者への還付を行わないこと（利用料を後日還付するものではありません。）。
- ・区が申請内容の審査に当たり、申請者の住民登録情報、所得情報、課税情報、受給事業情報等を公簿等により確認すること。
- ・非課税世帯であっても、同居の親族が課税されている場合は、当該同居の親族を家計の主宰者とみなし、課税世帯として扱うこと。

申請者 (保護者)	住所			
	氏名		電話	
対象児童		男・女	年 月 日生まれ	
		男・女	年 月 日生まれ	
指定保育所 等 名				
保育期間	年 月 日～ 年 月 日			

【免除の理由】

--

別記第6号様式(第12条関係)

第 号

年 月 日

緊急一時保育保育料免除承認・不承認通知書

様

江東区長 印

年 月 日付で申請がありました緊急一時保育保育料の免除について、次のとおり承認・不承認いたしましたので通知します。

児童氏名		男・女	年 月 日生 (歳 か月)
保護者氏名			電話
住所			
指定保育所等名			
保育期間	年 月 日～ 年 月 日		
保育料免除承認理由			
保育料免除適用期間	年 月 日～ 年 月 日		
費用負担額	_____円		
保育料免除不承認理由			
備考			

別記第7号様式(第15条関係)

緊急一時保育委託費請求書

年 月 日

江東区長 殿

所在地  
私立保育所等名  
代表者名

印

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

年度 月～ 月分の江東区私立保育所等緊急一時保育委託費について、上記  
金額を請求します。

内訳

保育委託費	区分 受託児童実績 日数	算出基礎					金額 円
		月 日	月 日	月 日	計 日	単価 円	

別記第8号様式(第15条関係)

緊急一時保育実施状況報告書

年 月 日

江東区長殿

私立保育所等名  
代表者名

緊急一時保育実施状況を下記のとおり報告します。

記

児童氏名 受託期間	実保育日										計
氏名	<u>月</u> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10										
年 月 日 から	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21										日
年 月 日 まで	<u>月</u> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10										日
氏名	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21										日
年 月 日 から	<u>月</u> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10										日
年 月 日 まで	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21										日

(注)緊急一時保育を実施した日に○印をつけてください。

別記第9号様式(第16条関係)

緊急一時保育実績報告書

年 月 日

江東区長殿

私立保育所等名  
代表者名

印

年度江東区私立保育所等緊急一時保育に係る事業実績を報告します。

項目	内容			金額
緊急一時保育委託費	日額 円	(受託児童数 受託日数 延 延)	人 日	円

別記第1号様式（第7条関係）

別記第2号様式（第8条関係）

別記第3号様式（第8条関係）

別記第4号様式（第10条関係）

別記第5号様式（第12条関係）

別記第6号様式（第12条関係）

別記第7号様式（第15条関係）

別記第8号様式（第15条関係）

別記第9号様式（第16条関係）